

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 進 藤 晃
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
鳥海高原家族旅行村 湯の台温泉鳥海山荘 八森温泉ゆりんこ	鳥海やわた観光 株式会社	地域創生部 交流観光課		
八森野球場 八森テニスコート 八森サッカー場 八森グラウンドゴルフ場 八森パークゴルフ場 八森ゴルフ練習場 八森キャンプ場		教育委員会 スポーツ振興課		
			5月19日～ 7月25日	6月23日

2 監査の範囲

令和4年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

業務報告書の提出について（鳥海やわた観光株式会社、地域創生部交流観光課）

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 23 条第 1 項で、指定管理者は毎月終了後概ね 10 日を目処に業務報告書を市及び市教育委員会に提出するものと規定されているが、八森温泉ゆりんこは、利用人数のみ報告、湯の台温泉鳥海山荘及び鳥海高原家族旅行村は提出されていなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。

市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

利用料金の割引と自主事業について（鳥海やわた観光株式会社、地域創生部交流観光課）

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 24 条に規定されている事業報告書等を確認したところ、八森温泉ゆりんこにおいて、「ゆりんこ入浴回数券お得販売」として入浴回数券 11 回券に 1 回券を付けて販売していたが、包括協定第 30 条で規定されている利用料金の承認申請を市に提出せず、入浴券の割引販売を自主事業として計上していた。

八森温泉ゆりんこにおいては、入浴券の割引販売は利用料金に該当し、自主事業に計上することによって、後日、指定管理者選定委員会の評価を受ける事業評価書の指定管理業務の収支差額（純損失）を約 1,000 万円過大に計上していた。

指定管理者は包括協定にのっとり、指定管理業務の利用料金と自主事業を区分し、利用料金については利用料金承認申請書を提出し、市の承認を受けること。また、適切に事業報告書等の提出をすること。

市は指定管理業務の状況を確認し、利用料金の承認申請の提出を求めるとともに適切に指導すること。

利用料金の割引と自主事業について（鳥海やわた観光株式会社、教育委員会スポーツ振興課）

酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 24 条に規定されている事業報告書等を確認したところ、八森ゴルフ練習場において、「ゴルフプリペイドカード割引販売」、「初売り福カード販売」としてゴルフプリペイドカードの割引販売をしていたが、包括協定第 30 条で規定されている利用料金の承認申請を市に提出せず、ゴルフプリペイドカードの割引販売を自主事業として計上していた。

八森ゴルフ練習場においては、ゴルフプリペイドカードの割引販売は利用料金に該当し、自主事業に計上することによって、後日、指定管理者選定委員会の評価を受ける事業評価書の指定管理業務の収支差額（純利益）を約 350 万円過少に計上していた。

指定管理者は包括協定にのっとり、指定管理業務の利用料金と自主事業を区分し、利用料金については利用料金承認申請書を提出し、市の承認を受けること。また、適切に事業報告書等の提出をすること。

市は指定管理業務の状況を確認し、利用料金の承認申請の提出を求めるとともに適切に指導すること。

再委託契約書の管理について（鳥海やわた観光株式会社）

八森自然公園内体育施設の再委託契約について、酒田市八幡地区観光施設及び八森自然公園内体育施設の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第 12 条に規定する第三者による実施及び第 23 条に規定する事業報告書等を確認したところ、令和 5 年 4 月 28 日付けで指定管理者から提出された指定管理業務の再委託結果報告書に記載されていた契約 10 件のうち、8 件の契約書原本を紛失し、1 件は契約書を取り交わしていなかった。また、令和 4 年度に支払った委託料については、契約金額と照合することができなかった。

包括協定第 16 条では、本業務を実施するに当たり作成し、又は取得した文書については、酒田市文書管理規程に準じて保存するものとする規定されている。

再委託契約書については、包括協定にのっとり適正に管理すること。